

令和6年3月吉日

地域包括支援センター管理者 各位

鶴岡市健康福祉部 長寿介護課長

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の
居宅介護支援事業者への業務委託料変更について

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃より鶴岡市の高齢者福祉事業の推進につきましてはご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)については業務の一部を居宅介護支援事業者へ委託できるようになっておりますが、その業務委託料につきましては、包括によって相違があることで、受託する居宅介護支援事業者の混乱を招かないように、市が調整してきた経過がございます。この度、令和6年4月1日より施行されます介護報酬改定等により、下記の通り統一委託料を変更することになりましたので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和6年4月1日以降地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)から居宅介護支援事業者への業務委託料

類型	単価	居宅への委託単価			包括の利益
		(消費税込)	利益	消費税	
介護予防支援費 ケアマネジメントA ケアマネジメントC	4,420円	4,145円	3,768円	377円	275円
ケアマネジメントB	2,150円	2,016円	1,833円	183円	134円
初回加算	3,000円	2,547円	2,315円	232円	453円
委託連携加算	3,000円	2,547円	2,315円	232円	453円

<参考>令和3年4月1日~令和6年3月31日

類型	単価	居宅への委託単価			包括の利益
		(消費税込)	利益	消費税	
介護予防支援費 ケアマネジメントA ケアマネジメントC	4,380円	4,125円	3,750円	375円	255円
ケアマネジメントB	2,130円	2,003円	1,821円	182円	127円
初回加算	3,000円	2,547円	2,315円	232円	453円
委託連携加算	3,000円	2,547円	2,315円	232円	453円

2. その他

居宅介護支援事業者との業務委託変更契約書につきましては当課で作成しました(案)を参考の上、各包括でご対応お願いいたします。

【担当・問い合わせ】鶴岡市長寿介護課 大川美紀子

☎29-4180(内線533) / FAX29-5658

E-mail mikiko8311@city.tsuruoka.yamagata.jp